

せいり ばんごう 整理番号	7-1	そうだん 相談レベル	2
ぶん ぶん 分類	しごと		
こう むく 項目	しごとを探す(職業紹介)		
ない よう 内容			

1 想定される質問の背景

○ 現在より自分に合った、賃金や労働条件等で現在より有利なしごとを探している場合

2 基本的な質問と回答

相談者 しごとを探しているのですが、どのように探したらよいでしょうか？

回答者 しごとを探す場合は、ハローワーク(公共職業安定所)で無料で探すことができます。コンピュータで他の地域のしごとを探すこともできますし、場所によっては、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語で相談できる「外国人雇用サービスセンター」がありますので利用してください。この他にも、求人情報誌や新聞の求人欄でしごとを探せます。

- ⇒ 公共職業安定所 13-3-3へ
- ⇒ 外国人労働相談窓口 7-12へ

相談者 私の在留資格でも、そうした場所でも、しごとを探すことができますか？

回答者 日本で働くことができる内容は在留資格によって定まっています。仕事の内容に制限がない在留資格は、特別永住、永住、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者だけです。在留資格で認められているしごとの内容の中で、同様のしごとに転職することは可能です。まったく違う内容のしごとになる場合は、あらかじめ在留資格の変更許可を取得する必要があります。くわしくは入国管理局に問い合わせみてください。また、勤務先が変わった場合、外国人登録の変更申請が必要になりますので、変更後14日以内に変更申請を市区町村役場に行ってください。

- ⇒ 在留資格と期間 4-1-1へ
- ⇒ 在留資格の変更 4-1-3へ
- ⇒ 入国管理局 13-3-7へ
- ⇒ 外国人登録変更手続きが必要な場合 4-3-5へ

3 派生する質問と回答

相談者 留学生なのですがアルバイトを探しています。

回答者 入国管理局の資格外活動の許可を受けて、アルバイトを行なえます。留学生、就学生及び家族滞在の在留資格の方は活動の内容や場所を特定することなく包括的許可を受けられますが、活動時間(留学生:週28時間以内(教育機関の長期休業期間にあつては1日8時間以内)、就学生:1日4時間以内、家族滞在:週28時間以内)や活動場所(風俗営業を除く)に制限があります。

- ⇒ 資格外活動許可(アルバイトの許可) 4-2へ
- ⇒ 入国管理局 13-3-7へ